

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課	
		ページ	施策 No					ページ	施策 No			
用語の定義												
1	吉元 委員 (追)			用語の定義 7「民間支援団体」	民間支援団体「等」といれるか、それとも注釈の部分でゆいセンター（早期援助団体）だけではなく、その他の団体（例えば、より明確に自助グループ、サポートグループ等でも）とするか、どちらかを検討いただきたい。	素案では「犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体」と説明はあるが、注釈（※の部分）では早期援助団体の説明があり、ゆいセンターが記載されている。警察庁の資料で民間支援団体の定義には、早期援助団体とそのほかの団体が含まれていた。	①計画案に反映	・計画に定めている「民間支援団体」とは、条例定義と同様であり、「犯罪被害者等早期援助団」に限らず、その他の「犯罪被害者支援を行うことを目的とする民間の団体」を含めた総称となります。 ・ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり、注釈を修正します。 「「民間支援団体」とは、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人であって、都道府県公安委員会から指定を受けた団体。本県では、「公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」が指定を受けている。）に限らず、犯罪被害者等の支援を行うことを目的として活動している団体（自助グループ等）を含めた民間の団体をいう。」			子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
I 総論・第1章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）												
2	矢野 会長 (審)	1	29 行目	SDGs関連する主なゴール 3, 10, 16, 17	ゴール5「ジェンダー平等」を入れていただきたい。	圧倒的に性犯罪もDV被害者も女性であることから、そこに配慮した施策が必要になると思う。	①計画案に反映	ご意見のとおり修正します。	2	28 行目	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
3	吉元 委員 (追)	2		《計画運営イメージ図》	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議と沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会の違いについて、前者は県、後者は県以外の機関が参加する、という理解に留まる。		①計画案に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり、各会の概要を脚注として追加します。 ①「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議・・・犯罪被害者等基本法及び沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、庁内関係各課相互の情報共有及び連携を図るため、平成20年に設置し、21課（令和5年2月現在）で構成している。」 ②「沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会・・・犯罪被害等のおかれている現状を踏まえ、加盟機関・団体等が相互協力と緊密な連携によって、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的として、平成10年に設置し、24機関・団体（令和5年2月現在）で構成している。」	4	脚注	①子ども生活福祉部 ②県警察	①消費・暮らし安全課 ②広報相談課

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課	
		ページ	施策No					ページ	施策No			
I 総論・第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）・1 県内における犯罪等の状況												
4	吉元委員 (追)	3		(1) 刑法犯認知件数	「認知件数」の説明を入れてはどうか。	警察が事件として取り扱った件数が認知件数であり、認知件数が減少したといっても認知されていない暗数もあるため。	①計画案に反映	ご意見を踏まえ、以下のとおり、説明文を脚注として追加します。 「認知件数・・・警察において発生を認知した事件の数をいう。」	5	脚注	県警察	刑事企画課
5	矢野会長 (審)	3		〈追加・追記等提案〉	加害者と被害者がどういう関係だったのか、県のデータもあれば記載してほしい。	近い関係の犯罪もたくさんあるということを示しておく、親族間の犯罪が希なものではないことが理解でき、問題喚起ができると思う。	③その他	当県では作成していません。 被疑者と被害者の関係が明らかになることで個人が特定されるおそれがあることからです。	5		県警察	刑事企画課
6	吉元委員 (追)	4		(2)-2 米軍人・軍属及びその家族による刑法犯検挙件数	2019年に、米軍人により殺人事件があったが、そちらがカウントされていない。当該事件では被疑者が死亡しており、その場合は「統計」として数字にのらないのか。数としてカウントする際の条件などがあるのか。		③その他	犯罪統計システム上、被疑者死亡の場合、氏名、国籍、在留資格等の入力項目から外されていますので、個別に米軍人等の検挙件数を抽出する場合、在留資格の入力がないため、被疑者死亡では米軍人等の検挙件数には反映されないこととなります。 しかし、刑法犯検挙件数（総数）には、在留資格を指定せずに抽出しますので、被疑者死亡でも反映されています。	6		県警察	刑事企画課
I 総論・第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）・3 犯罪被害者等が置かれている状況												
7	矢野会長 (審)	10	20 行目	また、県内には米軍基地が存在し、米軍人等による事件・事故が発生する等、特殊事情を抱えています。	「米軍人等」と書いてあるが、米軍人と米軍属でどう違うのか。		③その他	「米軍人等」とは、米軍人・軍属及びその家族のことを言います。	12	21 行目	子ども生活 福祉部	消費・くらし 安全課
I 総論・第3章 計画の基本的な方向・2 基本理念												
8	吉元委員 (追)	11	9 行目	○犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること	○犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること		①計画案に反映	本計画に掲げる基本理念は、条例第3条に掲げる基本理念としております。 ご意見を踏まえ、同条例の規定の記載と揃える形で整理し、以下のとおり、修正します。 「 <u>条例第3条に掲げる3つの基本理念のもと、犯罪被害者等支援を推進します。</u> <u>○個人としての尊厳を重んじ、社会全体で推進（条例第3条第1項）犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかねばならない。</u> <u>○適切な支援と二次的被害防止の配慮（同条第2項）犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。</u> <u>○途切れない支援（同条第3項）犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。」</u>	13	8 行目	子ども生活 福祉部	消費・くらし 安全課

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課	
		ページ	施策No					ページ	施策No			
II各論・基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関係連）・基本的施策2 経済的負担の軽減（基本法第13条関係）												
9	村上委員 (審)	14	4	調整中	抽象的・総論的な書きぶりではなく、具体的な書きぶりにしたほうがよい。また、見舞金以外の項目を入れるかを審議会の意見として議論した上で、見舞金及び何らかの支援、とそれ以外にも更に広げられるようその他についても検討していく等とすべき。	書かなければ、条例と同じで今後検討しただけでは何のための計画なのかとなってしまふ。	①計画案に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり「施策名」を修正するとともに、「施策の概要」を追記します。 「施策名：犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備 概要：被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。」	17	4	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
10	矢野会長 (審)	14	4	調整中	最終的には、今後見直すことや議論して更に広めていく可能性もある、という趣旨で書いていただきたい。		①計画案に反映	(No9と同回答)	17	4	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
11	池原委員 (追)	14	4	調整中	犯罪被害に起因した経済的負担の軽減をはかるため、各種見舞金及び裁判、居住等に関する経済的支援を行います。また、県及び市町村、関係機関との連携により各種制度の活用を図り、被害者等が再び元の生活へ歩みだせるよう支援していきます。		①計画案に反映	(No9と同回答)	17	4	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
II各論・基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関係）・基本的施策3 居住の安定（基本法第16条関係）												
12	村上委員 (審)	15	9		・・・、沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。	記載表現の確認	①計画案に反映	当取組の実施主体は沖縄県居住支援協議会であるため、以下のとおり追記します。 「・・・、沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、同協会による住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。」	18	9	土木建築部	住宅課
13	吉元委員 (追)	15	10		・・・、犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保及び自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で一部補助します。	「緊急避難場所の確保」を具体的に明記することを検討いただきたい。	②原文どおり	緊急避難場所については、民間の宿泊施設のみならず親族・知人宅や公的機関の施設等も含め、対象者の状況に応じて調整するため原案の記載が適切と考えます。	18	10	県警察	広報相談課
II各論・基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関係）・基本的施策4 雇用の安定（基本法第17条関係）												
14	河井委員 (審)	16			〈追加・追記等提案〉 具体的施策の項目に、「休暇制度の周知啓発」を追加いただきたい。	厚生労働省ホームページにも取組が掲載されている。	①計画案に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、施策No11「事業主の理解の増進」の「施策の概要」欄を、以下のとおり修正します。 「犯罪被害者等の雇用の安定や職場における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について、様々な機会・媒体を通じて、情報提供・広報啓発を行います。」	19	11	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課
		ページ	施策No					ページ	施策No		
II 各論・基本方針2 精神的・身体的被害の回復（条例第8条第2号関係）・基本的施策1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）											
15	白井委員 (追)	17	9 行目	<p>・・・、恐怖感や不安感、不眠やめまいなど、様々な心身の変調が、・・・。</p> <p>こうしたことから、・・・必要です。</p>	<p>・・・、恐怖感や不安感、不眠や抑うつ的な症状など、様々な心身の変調が、被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。</p> <p><u>精神面への影響は身体的な負傷の軽重に関係なく、すべての犯罪被害者に生じている可能性が高いことに十分留意し、専門家による適切な治療が受けられる体制の構築が望ましい。</u></p> <p>こうしたことから、・・・必要です。</p>	①計画案に反映	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり、修正します。</p> <p>「犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となる等、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実に直面し、精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠や抑うつ的な症状等、様々な心身の変調が被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。特に、精神面への影響は、身体的な負傷の軽重に関係なく、すべての犯罪被害者等に生じている可能性が高いと考えられます。</p> <p><u>このため、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、個々の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供が必要です。</u>」</p>	20	8 行目	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
16	吉元委員 (追)	17	11 行目	<p>こうしたことから、心身に受けた影響から回復できるよう、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援や様々な主体が実施している支援サービスにつなげることが必要です。</p>	<p>こうしたことから、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるように、<u>個々の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供が必要</u>です。</p>	①計画案に反映	(No15と同回答)	20	12 行目	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
17	村上委員 (審)	17	16	<p>施策No16「おきなわ子ども虐待ホットライン」</p>	<p>「虐待ホットライン」は、基本的施策「医療・福祉サービスの提供」の項目に入る取組か気になったので、整理の仕方を検討してほしい。</p>	②原文どおり	<p>国の第4次基本計画における「児童虐待通告等の緊急相談対応の体制整備」に関する施策は、「医療・福祉サービスの提供」に位置づけられていることから、県計画においても同様の位置づけで整理しております。</p>	20	16	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
18	吉元委員 (追)	17		<p>〈追加・追記等提案〉</p>	<p>子ども虐待に関してのホットラインを掲載するのであれば、高齢者虐待の窓口も必要ではないか。</p>	②原文どおり	<p>ご意見いただきました「高齢者虐待関連の窓口」については、施策No68「県における犯罪被害者等に関する相談体制」の主な相談窓口一覧に「地域包括支援センター」を記載しております。</p> <p>当窓口では、介護等に関する総合相談や虐待防止等の権利擁護等支援を行っております。</p> <p>なお、国の第4次基本計画における「地域包括支援センター」に関する施策は、「相談及び情報の提供等」に位置づけられていることから、県計画においても同様の位置づけで考えております。</p>	36	68	子ども生活福祉部	高齢者福祉介護課 消費・暮らし安全課
19	白井委員 (追)			<p>〈追加・追記等提案〉</p>	<p>介護保険利用中の高齢者では、犯罪被害者となることで要介護度に変化が生じた場合は、速やかな介護判定の見直しが必要でしょうし、通所施設、入所施設の変更が必要となることもあるかもしれない。ケアマネや担当医はもちろん多職種で支える必要があるのではないかと考える。</p>	②原文どおり	(No18と同回答)	36	68	子ども生活福祉部	高齢者福祉介護課

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課
		ページ	施策No					ページ	施策No		
20	吉元委員 (追)	17		〈追加・追記等提案〉 具体的施策の項目に、精神科通院に関する自立支援医療に関する記載の追加を検討いただきたい。	東京都の支援計画に記載あり。	①計画案に反映	ご意見を踏まえ、以下のとおり、具体的施策を追加します。 「施策名：精神通院医療の公費負担 施策の概要：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療の一部を自立支援医療（精神）で負担します。（沖縄県においては、沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度により自己負担は生じない（訪問看護を除く。））」	21	18	保健医療部	地域保健課
II 各論・基本方針3 再被害・二次的被害の防止（条例第8条第3号関係）・基本的施策1 安全の確保（基本法第15条関係）											
21	吉元委員 (追)	21		〈追加・追記等提案〉 更生保護所との協力関連で、保護対策や人身安全対策については、すでに沖縄県警でも実施されているが、記載は必要ないのか。	更生保護所との協力について、東京都では「安全の確保」に「加害者に関する情報提供」「出所後の居住確認等の実施」「保護対策の実施（暴力団）」「初期段階からの人身安全対策の推進」の記載がある。また、「出所後の居住確認等の実施」は「子供を対象とした暴力的性犯罪の出所者に関する情報」ということであった。福岡県も同様の取り組みをしていたと思う。（福岡の場合は性暴力根絶条例というものが制定されており他県とはまた状況が違うかもしれない。）	①計画案に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、施策No35「警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化」の「施策の概要」欄に、以下のとおり追記します。 「再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害対象者として指定し、 <u>刑事施設や保護観察所等の関係機関・団体と連携して、必要に応じて釈放等に関する情報の提供や非常時の…。</u> 」	26	35	県警察	刑事企画課
22	白井委員 (追)	22	35	施策No35「再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）」 加害者への教育的・治療的措置を施す場合には、被害者が通院する医療機関と別の医療機関で、両者の導線が交わらないような特段の配慮を行ったうえでのアプローチの開始が必要だと思う。	ストーカーやDV加害者に代表される一部の犯罪者には認知のゆがみ等の病理的な問題点があり、再犯防止のために教育・啓発・さらに専門家による治療が必要な場合もある。この際、このような疾患の専門家はまた、被害者側のメンタルケアの専門家でもあるということが、しばしば経験されるため。	②原文どおり	ストーカー加害者に対するカウンセリングについては、県警察が委嘱した臨床心理士によって、警察施設において実施しており、その際には、被害者と加害者が顔を合わせることがないように配慮しています。	26	36	県警察	人身安全対策課

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課	
		ページ	施策No					ページ	施策No			
II各論・基本方針3 再被害・二次的被害の防止（条例第8条第3号関係）・基本的施策2 二次的被害の防止												
23	河井委員 (追)	23		〈追加・追記等提案〉	二次被害防止・軽減に関する取り組み 施策の概要：報道機関による取材対応やSNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に対応できるよう体制の充実を図るとともに、誹謗中傷を行わないための広報啓発活動を強化する。	当会における被害相談の中で、SNSによる誹謗中傷に傷つけられ、悩んでいる犯罪被害者の方が多くいる。しかし、その件についての具体的な相談場所、体制がない状況の中、泣き寝入りするしかない現状があり、更なる二次被害が生まれている。予算組み（弁護士費用等）も含めて検討していただきたい。特に県内外にまたがる事案も多く、対応に苦慮する場面が多い。	①計画案に反映	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨を踏まえ、「SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等の対応」について、以下のとおり、基本方針3の基本的施策2「二次的被害の防止」及び基本方針6の基本的施策2「相談及び情報の提供等」に、以下のとおり、具体的施策を追加します。 「施策名：インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等 施策の概要：二次的被害の軽減のため、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等の被害に関して、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談窓口や対応方法等の紹介を行うとともに、県ウェブサイト等において周知します。」 「誹謗中傷を行わないための広報啓発活動」につきましては、施策No38「県民・事業者の理解の促進」の取組に含まれております。 また、「報道機関による取材対応」につきましては、被害者等の意向に応じ、基本方針6の基本的施策1「総合的な支援体制の整備」の各施策の取組の中で、関係機関・団体と連携し、必要な対応をまいります。 	27 37	41 71	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
II各論・基本方針5 民間支援団体・支援従事者の育成・支援（条例第8条第5号関係）・基本的施策2 民間支援団体に対する支援（基本法第22条関係）												
24	河井委員 (審)	28		〈追加・追記等提案〉	民間団体のところに、その他民間被害者団体もしくはその他民間支援団体という文言を入れていただき、後援や協力をしていくということを1項目設けていただきたい。早期支援団体と民間支援団体がごちゃ混ぜになっている感じがするので、きちんと分けて書いていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 国は、早期民間支援団体とその他民間支援団体等となっており、早期支援団体と民間支援団体を分けて考えている。 特に何か予算をつけて欲しいというわけではなく、今後もメッセージ展など県と協力してやっていきたい。 	②原文どおり	<ul style="list-style-type: none"> (No1と同回答) ご意見に係る具体的施策につきましては、施策No61「民間支援団体の活動に対する支援」の取組に含まれております。 県では、被害者週間や市町村におけるパネル展を実施しているところであり、今後も、「早期援助団体」及び「その他民間団体」と連携・協力して取り組んでまいります。 なお、計画の具体的施策において、「ゆいセンター」と特定する場合は、「犯罪被害者等早期援助団体」と記載しております。 	32	61	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
II各論・基本方針6 連携協力体制の整備（条例第8条第6号関係）・基本的施策1 総合的な支援体制の整備												
25	矢野会長 (審)	29	60	施策No60「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの設置」	「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」の活動についてどこかで報告いただきたい。	③その他	別添資料5参照	33	62	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課
		ページ	施策No					ページ	施策No		
26	河井委員 (審)	29	63	施策No63「関係機関・団体との連携の推進」 ※沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会関連	連絡協議会の活動状況が全く公表されていないので、それをぜひ公にしていきたい。どのようにしたら情報共有ができるのかをきちんと議論していただきたい。	③その他	連絡協議会は、加盟団体が被害者支援に関して協力することを明確にすると共に、各団体が可能な支援を把握することに有用です。 一方、個別の事案の支援に関して、県警察では、被害者の置かれた立場や事案の概要、捜査の秘匿性を考慮し、連絡協議会のみならず、必要最小限の機関、あるいは、加盟団体以外の機関も含め、適切な機関と協力して対応しております。 連絡協議会の活動状況を公開することや定期に開催することも含めて、今後、連絡協議会がどのように活動するのか、被害者支援条例に関してどのように携わるのか、被害者に関する情報をどのように共有するのか等について、加盟団体に協議する必要があります。 また、連絡協議会は、任意の協力を前提とした団体であり、基本計画にその役割等を盛り込み、加盟団体に責務を課すことにはなじまないため、基本計画に基づいて具体的な活動を行わせ、「活動状況の公開」や「定期開催」を義務として課すことを前提とした団体を新たに設置すべきと考えます。	34	66	県警察	広報相談課
27	矢野会長 (審)	29	63	施策No63「関係機関・団体との連携の推進」 ※沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会関連	連絡協議会について、少なくとも（活動状況等の）情報公開と定期開催はお願いしたい。	③その他	(No26と同回答)	34	66	県警察	広報相談課
28	樋口委員 (審)	29	63	施策No63「関係機関・団体との連携の推進」 ※沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会関連	連絡協議会の体制の情報が、よく分からない。専門的なサポートやアドバイスが必要だと思われるので、関係機関の仕組みづくりをするという明記が必要ではないか。	③その他	(No26と同回答)	34	66	県警察	広報相談課
29	吉元委員 (追)	29	63	施策No63「関係機関・団体との連携の推進」 ※沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会関連	連絡協議会について、加盟機関一覧を公表することのデメリットが思い浮かばない。今後、どのように連絡協議会が機能していくのか、どのようにすれば被害者等支援につながるのか等、もう少し具体的になるとよい。	③その他	(No26と同回答)	34	66	県警察	広報相談課
30	樋口委員 (審)	29		〈追加・追記等提案〉	更生保護制度との連携協働や、相談情報の提供も追加するとよいのではないかと。	①計画案に反映	①ご意見の趣旨を踏まえ、施策No66「関係機関・団体との連携の推進」の概要を、以下のとおり修正します。 「県警察では、犯罪被害者等の実情に応じて関係機関・団体と連携します。」 ②いただいたご意見の趣旨につきましては、施No63「犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布」や、施策No75「被害者の手引」の作成・配布」の取組にも含まれております。（当該冊子に「更生保護制度」関係の記載あり。）	34	66	①県警察	①広報相談課
								33 38	63 75	②子ども生活福祉部 県警察	②消費・くらし安全課 広報相談課

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課
		ページ	施策No					ページ	施策No		
31	矢野 会長 (審)	29		〈追加・追記等提案〉 司法手続きの段階ごとに情報を提供する国の機関が異なるので、その辺を一括して連携するなどの書きぶりや、こういった機関がどんな情報を提供しているかを把握する等の記載を検討いただきたい。	国の情報提供主体が異なることは、被害者にとって大変なことだと思う。おそらく自動的に情報はくれないので、本当は一元化できたらいいが、それを県でやるのもなかなか難しい。	②原文どおり	いただいたご意見の趣旨につきましては、施策No63「犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布」や、施策No75「被害者の手引」の作成・配布の取組に含まれております。（当該冊子に「司法手続」関係の記載あり。）	33 38	63 75	子ども生活福祉部 県警察	消費・暮らし安全課 広報相談課
32	河井 委員 (追)	29		〈追加・追記等提案〉 犯罪被害者等に対する相談体制、支援の充実及び理解の促進 施策の概要：性犯罪・性暴力被害や児童、障害のある者等に対し、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への一層の支援を図ります。		①計画案に反映	①ご意見のとおり、自ら被害を訴えることが困難である、性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者等への支援は重要と考えております。 本計画では、被害者の属性別等で各具体的施策（施策No15～16, 20～22, 24, 29～30, 32～34, 45～47, 53～55, 58, 65, 68等）を記載しております。 また、施策No63「犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布」や施策No64「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催」の取組の中で総合的な体制の充実を図ってまいります。 ②ご意見の趣旨を踏まえ、障害者虐待関連の相談窓口として、基本方針6の基本的施策2「相談及び情報の提供等」の具体的施策No68の主な相談窓口一覧に、「障害者虐待防止センター」を追加します。	36	68	子ども生活福祉部	①消費・暮らし安全課 ②障害福祉課
33	河井 委員 (追)	29		〈追加・追記等提案〉 犯罪被害者等に対する相談体制、支援の充実及び理解の促進 施策の概要：「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいる宣言）」に沿って、男性や性的マイノリティーが被害を受けた場合に、配慮ある相談体制、支援の充実を図ります。		①計画案に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、多様な相談に対応する窓口として、基本方針6の基本的施策2「相談及び情報の提供等」の具体的施策No68の主な相談窓口一覧に、「ていする相談室」を追加します。	36	68	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
II 各論・基本方針6 連携協力体制の整備（条例第8条第6号関係）・基本的施策2 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）											
34	村上 委員 (審)	31	70	海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集を行います。	情報収集を行ったあと、こういった支援に繋がるのか。	①計画案に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり、修正します。 「海外における県出身者の犯罪被害者等について、外務省や現地県人会等への情報収集を行い、迅速に必要な支援に繋げることができるよう、県総合的対応窓口など関係機関等と情報共有します。」	37	73	文化観光スポーツ部	交流推進課
35	河井 委員 (審) (追)	31	72	・・・分かりやすく取りまとめた「被害者の手引き」やパンフレット等を早期に犯罪被害者等へ提供するよう努めます。・・・	・・・分かりやすく取りまとめた「被害者の手引き」やパンフレット、被害者ノート等を早期に犯罪被害者等へ提供するよう努めます。・・・	②原文どおり	被害者ノートについては、総合的な情報が盛り込まれる必要があり、また、配布すべき窓口も多数の機関にまたがることから、どこの機関が作成するのが適切かも含め、関係するすべての機関で検討すべきと考えます。	38	75	県警察	広報相談課

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/01/12時点_第2回審議会提示）に対する委員意見への県の考え方

資料3-1

No	委員名 (審議会or 追加書面)	計画素案		意見・質問	理由等	対応区分 ①計画案に反映 ②原文どおり ③その他	県の考え方	計画案		担当部局	担当課	
		ページ	施策No					ページ	施策No			
II 各論・基本方針6 連携協力体制の整備（条例第8条第6号関係）・基本的施策3 市町村における支援体制の充実に向けた取組												
36	村上委員 (審)	32		〈追加・追記等提案〉	市町村が行う生活支援へ繋げられるような、県にできることを検討していく必要があるのではないか。	家庭内の家事・育児・介護自体もできずに、掃除もできないというような状況の被害者の方はたくさんいらっしゃる。	①計画案に反映	<p>・ご意見の趣旨を踏まえ、施策No77「市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進」の「施策の概要」欄を、以下のとおり修正します。</p> <p>「市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実及び連携協力に向けて、市町村会議の開催等を通じた犯罪被害者等支援に関する施策の情報共有・連絡調整を行います。」</p> <p>・市町村の状況を把握し、市町村が必要とする県の協力を進めていくため、今後は、新たに「市町村会議」を定期的に開催いたします。会議では、国・他都道府県の動向や、取組の好事例・先進的事例を情報提供するとともに、市町村に求められる役割、県と市町村の相互補完的な役割分担に基づく連携強化のための連絡調整・意見交換等を行い、体制強化を図ってまいります。</p>	39	77	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
37	矢野会長 (審)	32		〈追加・追記等提案〉	市町村の役割を県とどう分けるのかという課題。生活支援についての検討、提案いただきたい。	現在、条例を持っている市町村はないため、県計画に書かなければ、将来お願いしますねで終わってしまい、支援を受けられる自治体と受けられない自治体ができることが一番心配なところ。県がイニシアチブをとっていく必要がある。	①計画案に反映	(No36と同回答)	39	77	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
38	樋口委員 (審)	32		〈追加・追記等提案〉	まだ市町村の体制が整っていなかったり、研修も十分でない現状からすると、当面は、県が直接に支援をし、徐々に市町村へ移行するということが現実的かと思う。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な方針としては、ワンストップで色々な手続きができたり、支援がきちんと繋がることが重要。 身近なところで相談できるメリットと、しにくいデメリットが現状としてはあるのでは。 	①計画案に反映	(No36と同回答)	39	77	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
39	村上委員 (審)	32		〈追加・追記等提案〉	市町村へ求めるだけでは難しいのではないかと。まず県ができることはやって、以後、本来市町村がやるべきことを移行していくような方向性で計画内容を作る必要があるのでは。	例えば、まずは県がやって、でも本来は市町村がやるものなので5年を目処に全部市町村に移行していく等。	①計画案に反映	(No36と同回答)	39	77	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課